

第3次鹿児島県食の安心・安全推進基本計画

概要版

～県民の健康の保護と食品等に対する県民の信頼を確保し，県，生産者，食品関連事業者及び県民が相互に連携，協力のもと，食の安心・安全の確保を図る～



令和3年3月
鹿児島県

目次

第1章 第3次鹿児島県食の安心・安全推進基本計画について

1

1 計画策定の趣旨

2 計画の位置づけ

3 計画の期間

4 計画の推進と進行管理

第2章 講じる施策

2

I 施策の基本体系

2

II 施策の内容

4

1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上

4

- (1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策
- (2) 製造・加工, 流通・販売段階における監視指導の充実
- (3) 消費段階における安全性の確保
- (4) HACCPに沿った衛生管理の推進及び工程管理導入の促進
- (5) トレーサビリティの推進
- (6) 食の安心・安全の確保に向けた調査・研究等の推進

2 食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供

7

- (1) 食品表示の適正化の推進
- (2) 食品表示に関する監視, 指導
- (3) 消費者の理解促進

3 農林水産物の病気や害虫のまん延防止による食料の安定供給

7

- (1) 各種疾病・病虫害等の発生防止対策の推進
- (2) 危機管理体制の整備

4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保

8

- (1) 食の安心・安全の確保に向けた生産者・食品関連事業者の取組に関する情報発信
- (2) 食の安心・安全の確保の推進を担う人材の育成
- (3) 健康への被害(まん延)防止対策
- (4) リスクコミュニケーションの推進
- (5) 健康増進に関する施策との連携
- (6) 食育に関する施策との連携

5 食の安心・安全の確保に向けた推進体制の整備

10

- (1) 「鹿児島県食の安心・安全推進委員会(企画推進部会)」の運営
- (2) 危機管理体制の整備
- (3) 国, 他の都道府県, 市町村その他の関係機関・団体との連携

第1章 第3次鹿児島県食の安心・安全推進基本計画について

① 計画策定の趣旨

県では、「鹿児島県食の安心・安全推進条例(平成22年12月)(以下「条例」といいます。)」を制定するとともに、平成27年度を目標とする「鹿児島県食の安心・安全推進基本計画(平成23年3月)(以下「計画」といいます。)」, 令和2年度を目標とする「第2次鹿児島県食の安心・安全推進基本計画(平成27年3月)(以下「第2次計画」といいます。)」を策定し、関係機関と共に、食の安心・安全の確保に向けて取り組んできました。

これまでの施策の展開により、「農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上」等の取組は順調に進展しています。また、条例に基づく「鹿児島県食の安心・安全推進委員会」において、毎年度計画に基づく施策の実施状況等の評価を行うなど、「食の安心・安全の確保に向けた推進体制の整備」を図っています。

第2次計画策定後、GAP(生産工程管理)等の第三者認証のニーズの高まりなど、食の安心・安全に対する消費者の信頼向上に向けた取組の必要性はますます高まっています。また、食品等関連事業者を対象にHACCPに沿った衛生管理が義務化されるなど、「食」を取り巻く情勢は変化しています。

このような中、県では、令和2年度に、広く県民の方々から意見をいただきながら、施策の実施状況について点検・検証を行うとともに、社会情勢の変化を踏まえ、第3次計画を策定することとしました。

この計画では、個々の施策を具体的に示し、消費者や生産者、食品関連事業者など様々な県民の方々の情報共有及び相互理解に基づき、「食の安心・安全の確保」を図るため、一体となって連携・協力することにより、効果的な施策の推進に努めることとしています。

② 計画の位置づけ

第3次計画は、条例第9条に基づき、本県における食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、施策の基本的な方向等を定めるものです。

策定に当たっては、「鹿児島県食の安心・安全推進委員会」の意見を聴くとともに、県民の方々の幅広い御意見等の集約にも努めました。

[関連計画等]

- ・「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」(平成27年度～令和6年度)
- ・「かごしまの“食”交流推進計画(第4次)」(令和3年度～7年度)
- ・「鹿児島県消費者基本計画」(令和3年度～7年度)
- ・「健康かごしま21」(平成25年度～令和4年度) など

③ 計画の期間

第3次計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、情勢の変化等により検討が必要な場合には、「鹿児島県食の安心・安全推進委員会」の意見等も聴きながら見直しを行うこともあります。

④ 計画の推進と進行管理

- (1) 全庁的な取組の推進を目的として設置した「鹿児島県『安心・安全な食』対策会議(平成16年度設置)」が施策の企画や総合調整、進行管理を行い、計画の実施を推進します。
- (2) 計画の推進状況については、毎年度、県ホームページ等により広く県民の方々へ公表します。

第2章 講じる施策

I 施策の基本体系

目 標

○県民の健康の保護と食品等に対する県民の信頼を確保し、県、生産者、食品関連事業者及び県民が相互に連携、協力のもと、食の安心・安全の確保を図る。

基本施策	施策の方向	取組内容	ページ				
1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上	(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策	ア 自主的な生産工程管理の取組の促進	①かごしまの農林水産物認証制度(K-GAP)の充実・普及 ②国際認証GAP等への取組支援	4			
		イ 生産資材、動物・水産用医薬品等の適正使用及び監視指導等の充実	③農薬の適正使用の推進		④農薬の販売・管理・使用に関する監視指導		
			⑤肥料の生産や販売に関する監視指導		⑥動物用医薬品の管理、販売等に関する監視指導		
			⑦飼料の安全性確保に関する普及、監視指導		⑧水産用医薬品の適正使用の推進		
			ウ 環境保全への配慮		⑨IPM(総合的病害虫・雑草管理)技術をはじめとした環境と調和した農業の普及推進	⑩家畜排せつ物の適正処理と堆肥の利活用促進	5
					⑪自然環境や生産環境の保全に配慮した特用林産物の栽培方法及び肥料の適正な使用方法などの情報提供	⑫県内養殖場の水質や底質の調査及び魚類養殖協議会や研修会を通じた漁場改善計画等の養殖指導	
					(2) 製造・加工、流通・販売段階における監視指導の充実	県食品衛生監視指導計画等に基づく監視指導や食品の検査	
		(3) 消費段階における安全性の確保				⑱食の安心・安全の確保に関する基礎的な知識や情報の周知	
	(4) HACCP に沿った衛生管理の推進及び工程管理導入の促進		⑲食品関連事業者へのHACCPに沿った衛生管理の導入支援 ⑳畜産関連施設への衛生管理ガイドライン等の徹底及びHACCP方式を活用した管理の普及 ㉑衛生管理型の水揚施設の整備支援や自主的衛生管理への取組促進 ㉒HACCP等高度な衛生管理手法に対応できる人材の育成				
		(5) トレーサビリティの推進	㉓米トレーサビリティ制度の適正運用 ㉔茶れきくんの導入促進	6			
			(6) 食の安心・安全の確保に向けた調査・研究等の推進		㉕化学肥料や化学合成農薬の使用量の低減に必要な病虫害防除技術や施肥管理技術の開発等 ㉖水産用医薬品の使用低減のための養殖技術の開発 ㉗食品等に起因する様々な問題についての解決法や再発防止策を得るための調査・研究		

基本施策	施策の方向	取組内容	ページ
2 食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供	(1) 食品表示の適正化の推進	㉘食品表示関係法令の周知 ㉙食品表示に関する相談対応	7
	(2) 食品表示に関する監視、指導	㉚食品表示実態調査等の実施	
	(3) 消費者の理解促進	㉛消費者の食品表示に関する理解促進	

基本施策	施策の方向	取組内容	ページ
3 農林水産物の病気のまん延防止による食料の安定供給	(1) 各種疾病・病害虫等の発生防止対策の推進	③②農作物栽培における病害虫の適期防除の推進 ③③家畜の各種疾病の発生動向の把握, 防疫指導, 検査等の実施 ③④魚病の防疫指導及び各種疾病の実態調査	7
	(2) 危機管理体制の整備	③⑤・各種疾病等に関する危機発生事案ごとのマニュアルに基づく対応・平時からの情報の共有化や連携の強化による事案発生の未然防止と事案発生時の迅速かつ適切な対処	

基本施策	施策の方向	取組内容	ページ
4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保	(1) 食の安心・安全の確保に向けた生産者・食品関連事業者の取組に関する情報発信	③⑥かごしまの農林水産物認証制度(K-GAP)の認知度向上	8
		③⑦かごしまブランド産品をはじめとした県産農畜産物の認知度向上に向けた取組	
		③⑧「かごしま畜産の日」の活動を通じた生産者と消費者の相互交流, 理解促進	
		③⑨「かごしまのさかな」ブランド認定魚の認知度向上	
		④⑩安心・安全な特用林産物の認知度向上	
		④⑪食品関連事業者の食の安心・安全に対する取組の情報発信	
	(2) 食の安心・安全の確保の推進を担う人材の育成	④⑫地域における食の安心・安全の確保に係る正しい理解の浸透に寄与する人材の育成	9
		④⑬農業者や食品関連事業者など食の安心・安全の確保を図る人材の育成	
	(3) 健康への被害(まん延)防止対策	④⑭自主回収報告制度を活用した健康被害防止対策	9
		④⑮感染症対策など, 健康被害防止情報をはじめとする各種情報の収集及び整理と正確かつ適切な情報の提供	
	(4) リスクコミュニケーションの推進	④⑯・食の安心・安全の確保に関する基礎的な知識や情報の周知・生産者, 食品関連事業者, 県民その他の関係者間における情報の共有と意見交換の場の提供	9
		④⑰正確な情報の伝達や情報の共有及び意見交換を自主的に行う取組の推進	
(5) 健康増進に関する施策との連携	④⑱健康かごしま21の推進 ・適切な食生活習慣の普及・定着 ・産業界との連携による食環境の整備	9	
(6) 食育に関する施策との連携	④⑲「家庭」, 「学校, 保育所等」, 「地域」における食育の推進	9	

基本施策	施策の方向	取組内容	ページ
5 食の安心・安全の確保に向けた推進体制の整備	(1) 「鹿児島県食の安心・安全推進委員会(企画推進部会)」の運営	⑤⑩基本計画等の進捗状況の評価	10
	(2) 危機管理体制の整備	⑤⑪・食に関する危機発生事案ごとのマニュアル等に基づく対応・平時からの情報の共有化や連携の強化による事案発生の未然防止と事案発生時の迅速かつ適切な対処	
	(3) 国, 他の都道府県, 市町村その他の関係機関・団体との連携	⑤⑫・内閣府食品安全委員会, 消費者庁, 厚生労働省, 農林水産省など国との連携や他都道府県との連携・県内市町村等との連携	

1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上

(1) 農林水産物の生産段階における安心・安全確保対策

A 自主的な生産工程管理の取組の促進

①かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）の充実・普及

自主的な生産工程管理手法であるGAP〔Good（よい）Agricultural（農業の）Practice（やり方）の略〕手法を取り入れた「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）」の認証取得を推進するとともに、研修会等による指導者の育成、生産者への普及・啓発を行います。

②国際認証GAP等への取組支援

県版GAPのK-GAPと併せて、AS IAGAP、JGAP家畜・畜産物及び水産エコラベルなど、生産者ニーズに応じた国際認証等への取組を支援します。



イ 生産資材、動物・水産用医薬品等の適正使用及び監視指導等の充実

③農薬の適正使用の推進

農薬取締法に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農薬適正使用推進研修会等の開催により農薬の取扱いに関する正しい知識の普及啓発を行います。

④農薬の販売・管理・使用に関する監視指導

農薬の取扱いに関する指導的立場の農薬指導士を育成・確保するとともに、農薬販売業者等への立入検査による的確な指導を行います。



〈農薬指導士養成研修〉

⑤肥料の生産や販売に関する監視指導

肥料の品質の確保等に関する法律に基づき遵守すべき事項について、県のホームページ等を活用して周知するとともに、普通肥料の登録や特殊肥料の届出等について指導・審査を実施します。

また、立入検査の実施により、肥料の生産・販売における適正表示等の指導を行います。

⑥動物用医薬品の管理、販売等に関する監視指導

医薬品医療機器等法（旧薬事法）に基づき、動物用医薬品が適切に管理、販売、使用されるよう医薬品調査など販売業者等に対する監視指導を実施します。

⑦飼料の安全性確保に関する普及、監視指導

飼料安全法に基づき、飼料の製造、販売及び使用の各段階において適正に取り扱われるよう、講習会や畜産農家への巡回指導を実施するとともに、飼料業者等への立入検査を実施します。

⑧水産用医薬品の適正使用の推進

医薬品医療機器等法（旧薬事法）に基づき、養殖業者に対する水産用医薬品の適正使用を図るため、養殖業者に対する適正使用指導等の研修会を実施します。

1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上

ウ 環境保全への配慮

⑨ I P M(総合的病害虫・雑草管理)技術をはじめとした環境と調和した農業の普及推進

天敵昆虫等を利用する生物的防除を中心とした I P M(総合的病害虫・雑草管理) 技術に取り組む産地の拡大のため、I P M技術の実証展示ほ場の設置や現地研修会等の開催を通じ、産地の I P M技術への取組を支援します。

⑩家畜排せつ物の適正処理と堆肥の利活用促進

「県環境保全型畜産確立基本方針」及び「県畜産環境保全対策指導指針」に基づき、地域環境と調和した畜産経営の実現に向けて、畜産農家への巡回指導や家畜排せつ物の処理及び利用技術の普及・指導等を実施します。

⑪自然環境や生産環境の保全に配慮した特用林産物の栽培方法及び肥料の適正な使用方法などの情報提供

「特用林産物の栽培技術指針」に基づき、「たけのこ」や「原木しいたけ」の生産者を対象に自然環境や生産環境に配慮した栽培方法等の情報提供を行うとともに、新規参入者を対象に生産者養成講座や栽培・経営指導を行います。

⑫県内養殖場の水質や底質の調査及び魚類養殖協議会や研修会を通じた漁場改善計画等の養殖指導

(2) 製造・加工，流通・販売段階における監視指導の充実

○県食品衛生監視指導計画等に基づく監視指導や食品の検査

⑬施設への立入検査（監視指導）、⑭食品等の検査

毎年度策定する「県食品衛生監視指導計画」に基づき、製造・加工、流通・販売各段階の特性に合わせた立入検査（監視指導）や県内に流通する食品等を対象とした食品検査を実施します。

⑮学校・社会保健福祉施設等集団給食施設の監視指導

安全・安心な給食を供給するため、「学校給食衛生管理基準」や「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた衛生管理指導を行います。



〈魚介類の品温測定〉



〈給食施設の監視〉

⑯いわゆる健康食品による健康被害防止のための買上検査

医薬品成分が含有される健康食品等による県民の健康被害を防止するため、いわゆる健康食品の買上検査を実施します。

⑰水産物卸売市場における有毒魚介類等の流通監視

フグ等の有毒魚介類及び貝毒等流通が規制されている魚介類の情報を収集し、水産卸売市場等への情報提供を行います。また、フグ等による食中毒が発生した場合には、情報発信し、注意喚起を行います。

1 農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上

(3) 消費段階における安全性の確保

⑱ 食の安心・安全の確保に関する基礎的な知識や情報の周知

家庭における食中毒等の健康被害の発生を未然に防止するため、食中毒注意報を発令するとともに、各種広報媒体及び衛生教育等を通じて、食品の衛生管理や自然毒（キノコ毒やフグ毒など）及び寄生虫の情報等、正しい知識の普及を図ります。

(4) HACCPに沿った衛生管理の推進及び工程管理導入の促進

⑲ 食品関連事業者へのHACCPに沿った衛生管理の導入支援

食品衛生法の改正に伴い、原則としてすべての食品等事業者に実施が求められるHACCPに沿った衛生管理等の普及、導入に向けた技術支援を実施します。

⑳ 畜産関連施設への衛生管理ガイドライン等の徹底及びHACCP方式を活用した管理の普及

畜産農家に対して、「家畜伝染病予防法」の遵守、「衛生管理ガイドライン」及びHACCP方式を活用した飼養衛生管理（農場HACCP）を普及・促進します。

㉑ 衛生管理型の水揚施設の整備支援や自主的衛生管理への取組促進

㉒ HACCP等高度な衛生管理手法に対応できる人材の育成

国が開催するHACCPシステムに係る講師養成講習会への職員派遣などにより、HACCPの導入支援及び検証を適切に実施することができる食品衛生監視員の確保・養成に努めます。

(5) トレーサビリティの推進

㉓ 米トレーサビリティ制度の適正運用

「米トレーサビリティ法」により、米穀等の入出荷記録等の作成、保存、産地情報の伝達が義務づけられている米トレーサビリティ制度について、国と連携しながら関係事業者への制度の普及・啓発、指導を行い、適正な運用に努めます。

㉔ 茶れきくんの導入促進

正確な記帳と迅速な情報開示を行うため、茶生産履歴管理システム（茶れきくん）の導入促進を図ります。

(6) 食の安心・安全の確保に向けた調査・研究等の推進

㉕ 化学肥料や化学合成農薬の使用量の低減に必要な病害虫防除技術や施肥管理技術の開発等

総合的病害虫管理技術（IPM）や持続性の高い有機農業栽培技術、地力の程度に応じた適切な施肥管理技術の開発や、開発された技術の早期普及・定着に向けた普及指導活動を展開します。

㉖ 水産用医薬品の使用低減のための養殖技術の開発

水産用医薬品に頼らない各種疾病対策のための技術の開発を行い、安心・安全な養殖魚の生産を図ります。

㉗ 食品等に起因する様々な問題についての解決法や再発防止策を得るための調査・研究

食中毒事例等について、その解決法及び再発防止策を得るための調査研究を行い、得られた知見等に基づき食品関連事業者に助言、指導等を行います。

2 食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供

(1) 食品表示の適正化の推進

⑳食品表示関係法令の周知

パンフレットやホームページなど各種広報媒体等を活用し、食品表示法をはじめ、食品の表示に関する法令の周知に努めます。

㉑食品表示に関する相談対応

総合相談窓口としている「食品表示 110 番」において、食品関連事業者からの相談や消費者からの情報提供に迅速かつ的確に対応します。

○食品関係の表示に関する主な法律

法律名	法律の目的	担当課
食品表示法	食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保	農政課かごしまの食ブランド推進室（品質事項） 生活衛生課（衛生事項） 健康増進課（保健事項）
景品表示法*	一般消費者の利益の保護	消費者行政推進室
計量法	内容量の適正な表示	計量検定所
医薬品医療機器等法*	食品に対する医薬品的な効能効果等の表示を禁止	薬務課

※景品表示法：「不当景品類及び不当表示防止法」

※医薬品医療機器等法：「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（旧薬事法）

(2) 食品表示に関する監視、指導

⑳食品表示実態調査等の実施

食品表示法や計量法など、食品の表示に関する各法令に基づく実態調査等の強化を図り、食品の適正表示の指導に取り組みます。

(3) 消費者の理解促進

㉑消費者の食品表示に関する理解促進

消費者自身が食品表示に関する理解を深め、自主的かつ合理的な食品選択ができるよう、メールマガジン等により食品表示に関する適正な情報発信を行います。

3 農林水産物の病気や害虫のまん延防止による食料の安定供給

(1) 各種疾病・病虫害等の発生防止対策の推進

⑳農作物栽培における病虫害の適期防除の推進

病虫害による農作物への被害の低減やまん延防止を図るため、各種広報媒体を活用し病虫害の発生予報などの病虫害発生予察情報を発信します。

㉑家畜の各種疾病の発生動向の把握、防疫指導、検査等の実施

牛海綿状脳症（BSE）については、BSE対策特別措置法等に基づき、牛の肉骨粉等を原料とする飼料の使用禁止等規制の徹底のための監視等を行うとともに、高病原性鳥インフルエンザ等の各種疾病のモニタリング調査を実施します。また、防疫演習等を実施し、防疫意識の向上を図ることで、県内への侵入防止に努めます。

㉒魚病の防疫指導及び各種疾病の実態調査

魚病等による被害を軽減するため、各種疾病の発生状況等の実態を把握するとともに、関係団体及び養殖業者に対して防疫措置の実施指導や防疫技術の普及・啓発に努めます。

3 農林水産物の病気や害虫のまん延防止による食料の安定供給

(2) 危機管理体制の整備

- ③⑤ 各種疾病等に関する危機発生事案毎のマニュアルに基づく対応
- ・ 平時からの情報の共有化や連携の強化による事案発生時の未然防止と事案発生時の迅速かつ適切な対処

国、他の都道府県、市町村その他の関係機関も含め、平時からの情報の共有化や連携の強化による事案発生時の未然防止と事案発生時の迅速かつ適切な対処を図ります。

また、発生事案の拡大防止や風評による混乱を避けるため、県ホームページ等を通じて、県民への正確かつ適切な情報提供に努めます。



〈防疫演習風景〉

4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保

(1) 食の安心・安全の確保に向けた生産者・食品関連事業者の取組に関する情報発信

- ③⑥ かごしまの農林水産物認証制度(K-GAP)の認知度向上

県ホームページや広報媒体を活用し、制度や認証品目のPR並びに認証品を取り扱っている県内の量販店等をPR協力店として広く紹介するほか、販促フェア等を開催し、K-GAPの認知度向上を図ります。

- ③⑦ かごしまブランド産品をはじめとした県産農畜産物の認知度向上に向けた取組

- ③⑧ 「かごしま畜産の日」の活動を通じた生産者と消費者の相互交流、理解促進

- ③⑨ 「かごしまのさかな」ブランド認定魚の認知度向上

- ④⑩ 安心・安全な特用林産物の認知度向上

「かごしまブランド産品」をはじめとした県産農林水産物の認知度向上を図るため、消費拡大キャンペーンやイベント等の開催、「かごしまの食ウェブサイト」等を活用した情報発信を行います。



〈かごしまブランドマーク〉



〈ツイッタートップページ〉

- ④⑪ 食品関連事業者の食の安心・安全に対する取組の情報発信

製造・加工、流通・販売段階における食品関連事業者の食品に対する安心・安全な取組について、メールマガジン等を活用し、県民へ情報発信します。

4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保

(2) 食の安心・安全の確保の推進を担う人材の育成

④②地域における食の安心・安全の確保に係る正しい理解の浸透に寄与する人材の育成

食の安心・安全に関する正しい情報の伝達に取り組む団体・企業・個人等を「食の安心・安全推進パートナー」として登録し、食品安全に係る基礎的な情報や、食の安心・安全に関する取り組み状況等について情報を提供するとともに、パートナーの登録拡大を図ります。

④③農業者や食品関連事業者など食の安心・安全の確保を図る人材の育成

農業者や食品加工事業者等を対象に農薬の適正使用や食品衛生の管理、食品表示の方法など総合的な研修会を開催し、安心・安全の確保を図るための人材の育成を図ります。

(3) 健康への被害（まん延）防止対策

④④自主回収報告制度を活用した健康被害防止対策

県食の安心・安全推進条例等で規定している自主回収報告制度の周知を図るとともに、報告を受理した場合には、迅速に公表し、県民の健康被害防止と拡大の未然防止に努めます。

④⑤感染症対策など、健康被害防止情報をはじめとする各種情報の収集及び整理と正確かつ適切な情報の提供

食品による健康被害や重大事故等に関する情報を周知するとともに、生活習慣病を予防するための食生活等の生活習慣改善の普及啓発に努めます。

(4) リスクコミュニケーションの推進

※リスクコミュニケーション：関係者が相互に情報や意見を交換すること。

④⑥・食の安心・安全の確保に関する基礎的な知識や情報の周知 ・生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者間における情報の共有と意見交換の場の提供

④⑦正確な情報の伝達や情報の共有及び意見交換を自主的に行う取組の推進

生産者、食品関連事業者、県民が相互に情報や意見を交換するセミナーや「一日食品衛生監視」等を開催します。

また、地域における自主的な研修会の開催等に対する支援を行います。

(5) 健康増進に関する施策との連携

④⑧健康かごしま21の推進

生活習慣病発症・重症化予防のための適切な食生活習慣の普及・啓発を図るとともに、産業界との連携により、健康に配慮したメニューやサービスを提供する飲食店の拡大等を図ります。

(6) 食育に関する施策との連携

④⑨「家庭」、学校、保育所等、地域における食育の推進

「地産地消を基本とした健康で豊かな食生活の実現」を目指して、ライフステージに合わせた食育の推進を図ります。



〈食と農の指導者研修〉

5 食の安心・安全の確保に向けた推進体制の整備

(1) 「鹿児島県食の安心・安全推進委員会（企画推進部会）」の運営

⑤ 基本計画等の進捗状況の評価

条例に基づく「鹿児島県食の安心・安全推進委員会」を開催し、食の安心・安全の確保に関する施策の検証等を行います。

(2) 危機管理体制の整備

⑤ ・食に関する危機発生事案ごとのマニュアル等に基づく対応

- ・平時からの情報の共有化や連携の強化による事案発生の未然防止と事案発生時の迅速かつ適切な対処

平時からの情報の共有化や連携の強化による事案発生の未然防止に努めるとともに、事案発生時にはマニュアルに基づき迅速かつ適切に対処します。

また、発生事案の拡大防止や風評による混乱を避けるため、県ホームページや報道機関等を通じて、県民への正確かつ適切な情報提供を行います。

(3) 国、他の都道府県、市町村その他の関係機関・団体との連携

- #### ⑤ ・内閣府食品安全委員会、消費者庁、厚生労働省、農林水産省など国との連携 や他都道府県との連携 ・県内市町村等との連携

食の安心・安全の確保に関する施策を効果的に実施するため、今後も、情報交換を行いながら、国や他の都道府県との連携を図ります。

また、中核市として保健所を設置している鹿児島市をはじめ、県内の各市町村との連携に努めます。

第3次鹿児島県食の安心・安全推進基本計画
令和3年3月

発行 鹿児島県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
(問い合わせ先)
農政部農政課かごしまの食ブランド推進室
☎(099)-286-3177 (直通)